

## 遊漁船業者の登録について

### 1 遊漁船業とは

船舶により乗客を漁場（海面及び農林水産省が定める内水面に属するものに限る。）に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業をいう。

遊漁船業を営むためには、営業所毎にその営業所を管轄する県知事に登録しなければならない。たとえ一年に一度営業するだけでも、営利を目的として遊漁船業を営む場合は登録が必要である。

### 2 遊漁船業者の登録

#### (1) 登録の準備について

##### ① 船舶の準備

- ・ 遊漁船業に使用する船舶は、必ずしも自己所有船舶である必要はないが、他者の船舶を借用する場合は、「船舶の使用承諾書」が必要。
  - ・ 漁船以外の船舶は、「小型船舶」に登録し、安全検査を受検していること。
  - ・ 漁船の場合は、「小型兼用船」として安全検査を受検していること。
- ※上記の安全検査については、小型船舶検査機構（JCI）で行う。

##### ② 遊漁船業者の登録

遊漁船業務主任者の設置（1隻ごとに1名必要）

##### ◎ 業務主任者の条件

- ・ 船長が業務主任者を兼ねることは可。
  - ※この場合、小型船舶操縦免許証に「特定」があること。
- ・ 海技士または小型船舶操縦士（2級以上）の資格取得者であること。
- ・ 水産庁が認定する「遊漁船業務主任者講習」を修了していること。
- ・ 実務経験または実務研修を修了していること。
  - 実務経験：遊漁船業務主任者の実務経験が1年以上あること。
  - 実務研修：現に営業している遊漁船において業務主任者の指導による実務研修（1日につき5時間以上の実務で10日間行う）を修了していること。
- ・ 業務主任者には有効期限（5年間）があり、更新期ごとに講習の受講が必要となる。

##### ③ 乗客損害賠償措置

- ・ 乗客（旅客）の生命・身体について生じた損害に対し、その被害者に対して補償するため、船舶検査証書の最大積載人員のうち旅客1名につき3,000万円以上の損害賠償保険を周年で契約すること。被保険者は申請者とする。

(2) 登録申請の手続き

① 提出書類

必要な書類	個人	法人	留意事項
遊漁船業者登録申請書(様式第一号)(両面)	○	○	法人の場合、法人名+法人印+代表者職氏名+代表者印
誓約書(様式第二号)	○	○	法人の場合、法人名+法人印+代表者職氏名+代表者印
誓約書(様式第三号の二)	○	○	法人の場合、法人名+法人印+代表者職氏名+代表者印
損害賠償保険証の写し	○	○	船舶検査証書の最大積載人員のうち旅客1名当たり保証額3,000万円以上
使用する遊漁船の船舶検査証書の写し	○	○	裏面記載があれば両面提出すること。
登記(全部)事項証明書	—	○	
役員の住民票の抄本又は運転免許証の写し	—	○	個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。
遊漁船業務主任者の住民票の抄本又は運転免許証の写し	○	○	個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。
遊漁船業務主任者の小型船舶操縦免許証の写し	○	○	1級または2級。 船長も兼ねる場合、特定操縦免許の取得が必要。
遊漁船業務主任者講習修了証書の写し	○	○	有効期限内のもの。
実務経験・実務研修証明書(様式第三号)	○	○	実務経験1年以上又は実務研修10日間(1日につき5時間以上)の期間が必要。
船舶使用承諾書	○	○	他者所有船使用の場合のみ。 <u>所有者の実印を押印の上、印鑑証明書を添付すること。</u>
業務規程の届出書	○	○	
業務規程	○	○	すべての頁を記入すること。
申請手数料(石川県証紙)	○	○	新規: 20,000円 更新: 16,000円

② 提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地  
 石川県水産課 漁業管理グループ あて  
 (持参する場合は、市町水産担当課に提出も可。)

### ③登録の有効期間について

遊漁船業者登録は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。登録の更新を受けようとする者は、現に受けている登録の有効期限の満了の日の30日前までに上記の必要書類を石川県知事に提出しなければならない。

### ④登録の拒否

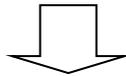
次の事項に該当する場合は、登録できない。

- ア 過去に遊漁船業者登録を取り消され、処分の日から2年が経過していない場合
- イ 過去に遊漁船業者登録を取り消された法人で、登録取り消しの日から30日前までの間に役員であった人が、登録取り消し後の2年を経過せずに申請した場合
- ウ 遊漁船業の停止を命じられ、その停止の期間が経過していない場合
- エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わった日、又は執行を受けることがなくなった日から2年が経過していない場合
- オ 5つの法律（「遊漁船業の適正化に関する法律」、「船舶安全法」、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」、「漁業法」、「水産資源保護法」）又はこれらの法律に基づく命令（都道府県漁業調整規則を含む。）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行が終わった日、又は執行を受けることがなくなった日から2年が経過していない場合
- カ 成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人がアからオ又はキのいずれかに該当する場合
- キ 法人で、役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合
- ク 遊漁船業務主任者を選任していない場合
- ケ 遊漁船の旅客定員1人当たり填補限度額3,000万円以上の生命、身体の損害賠償をするための損害保険等に参加していない場合

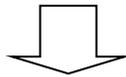
## 遊漁船業の登録手続きの手順

登録申請前に下記①～③について準備してください。

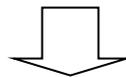
- ① 業務主任者講習受講（半日）
- ② 実務研修（5時間以上×10日間）または実務経験1年以上
- ③ 乗客損害賠償保険手続き等（営業期間に限らず、周年契約のこと）



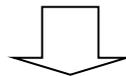
県水産課へ登録申請（登録申請書・業務規程の提出）



登録完了 → 登録通知（県から送付）



遊漁船業者登録標識（登録票・登録番号等）の掲示  
※登録標識は各自で作成し、設置のこと。  
利用者名簿の準備



営業開始

## (2) 変更の届出

遊漁船業者は、登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に、遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第五号)に次の様式を添えて、石川県知事に届け出なければならない。

変更事項	添付書類
損害賠償保険の更新	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保険証書の写し</li><li>・ 船舶検査証書の写し</li></ul>
使用船舶又は旅客定員の変更	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保険証書の写し</li><li>・ 船舶検査証書の写し</li><li>・ 業務規程変更届</li><li>・ 業務規程「別表3, 別表4」</li></ul>
登録業者の氏名、名称、住所等の変更	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人：住民票の抄本</li><li>・ 法人：登記事項証明書</li><li>・ 業務規程変更届</li><li>・ 業務規程</li></ul>
業務主任者の変更・追加	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住民票の抄本</li><li>・ 小型船舶操縦免許証の写し</li><li>・ 遊漁船業務主任者講習の修了証書の写し</li><li>・ 実務経験又は実務研修証明書</li><li>・ 誓約書(様式第三号の二)</li><li>・ 業務規程変更届</li><li>・ 業務規程「別表1、別表10」</li></ul>
法人の役員変更	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 登記事項証明書</li><li>・ 役員の住民票の抄本</li></ul>
未成年の法定代理人の変更	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新たな代理人の住民票の抄本(個人)、登記事項証明書(法人)</li><li>・ 誓約書(様式第二号)</li></ul>

## (3) 廃業等の届出

遊漁船業者が次のいずれかに該当することとなった場合は、その日から30日以内に、遊漁船業者廃業等届出書(様式第六号)を石川県知事に届け出なければならない。

廃業事由	届出人
死亡	相続人
法人が合併により消滅	消滅した法人の代表者
法人が破産手続開始の決定により解散	破産管財人
法人の解散(上記以外)	清算人
遊漁船業を廃止	遊漁船業者

### 3 遊漁船業者の義務

#### (1) 業務規程の整備

遊漁船業者は、業務規程を定め、登録を受けた後遅滞なく都道府県知事に届け出なければならない。

#### (2) 遊漁船主任者の選任

遊漁船業者は、遊漁船業務主任者を選任し、次の業務を行わせなければならない。

- ①遊漁船における利用者の安全管理
- ②漁場の選定
- ③利用者が適正に水産動植物を採捕するための指導及び助言
- ④海難その他の異常な事態が発生した場合における、海上保安機関その他の関係機関との連絡に当たる責任者への連絡
- ⑤その他遊漁船における利用者の安全確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に必要な業務

#### (3) 気象情報の収集等

遊漁船業者は、遊漁船の出航前に利用者の安全を確保するため必要な気象、海象に関する情報を収集しなければならない。そして、収集した情報から判断して、利用者の安全確保が困難と認めるときは、遊漁船を出航させてはならない。

#### (4) 利用者名簿の備置きと保存

遊漁船業者は、その営業所ごとに利用者名簿を備え置き、利用者の氏名、住所等を記載しなければならない。

#### (5) 採捕規制の内容の周知

遊漁船業者は、案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限、禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を利用者に対して、掲示又は書面配布により周知させなければならない。

#### (6) 標識の掲示

遊漁船業者は営業所及び遊漁船ごとに、公衆の見やすい場所に、定められた様式の標識を掲示しなければならない。

#### (7) 名義の利用等の禁止

遊漁船業者は、その名義を他人に遊漁船業のため利用させてはならない。